

宮古市

パートナーシップ

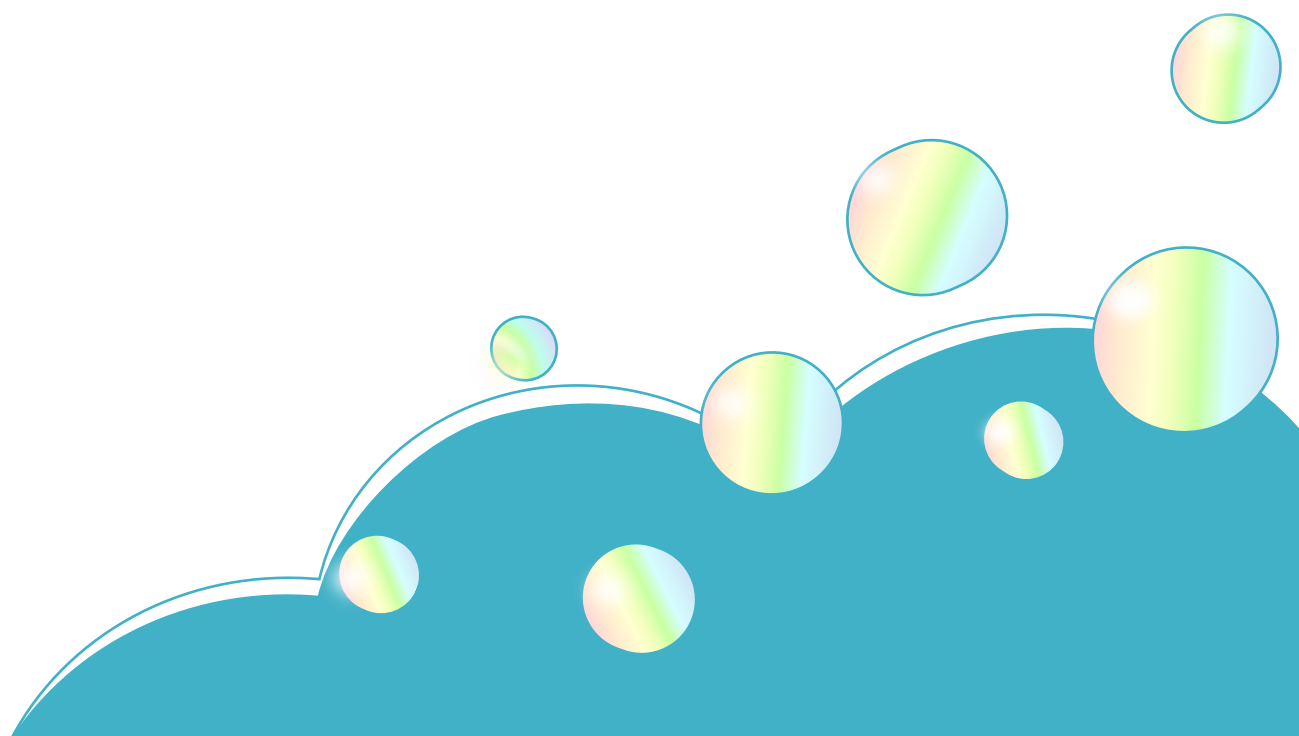
ファミリーシップ[®]制度

ガイドブック



目 次

1	宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	P 1
2	制度を利用できる方	P 2
3	手続きの流れ	P 3
4	届出に必要なもの	P 4
5	交付書類	P 5
6	その他の手続き	P 6
7	Q & A	P 8



1 宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

宮古市は、市民一人ひとりの人権が守られ、あらゆる立場の人々が個人として尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。

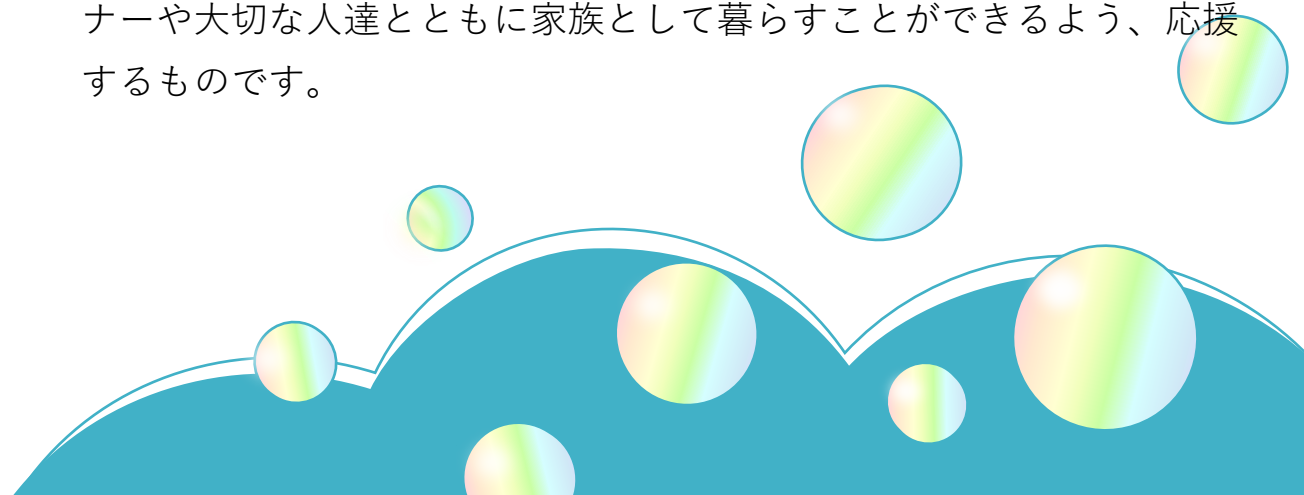
この理念に基づき、宮古市は、令和5年9月から「宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入します。

「宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」は、現在の婚姻制度を利用することができない、又は、婚姻制度を利用することが容易ではない場合の、生活するうえでの困りごとや生きづらさの軽減を図ることを目的としています。

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合いながら生活することを約束したお二人が、その旨を市に宣誓し、市ではその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。

なお、宣誓するお二人にお子さんや親ごさん（養子・養親を含みます）がいらっしゃる場合には、家族として協力し合う関係であることを併せて宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続や税金の控除など）を生じさせるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人達とともに家族として暮らすことができるよう、応援するものです。



2 制度を利用できる方

○パートナーシップ

宣誓をされるお二人が、以下のいずれにも該当する必要があります。

- ① 民法で定められている成年（18歳）に達していること
- ② 少なくとも一方が市内に住所を有していること
または、宣誓後3か月以内に宮古市への転入を予定していること
- ③ 配偶者がいないこと
- ④ 宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと
- ⑤ 民法で定められている近親者（下図の関係（続柄）の方）ではないこと
（ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く）

◎制度を利用できない方（近親者等）



○ファミリーシップ

パートナーシップの宣誓をした方のお子さんや親ごさんとのファミリーシップを宣誓する場合は、対象とするお子さんや親ごさんの同意（15歳以上の方）が得られている必要があります。

3 手続きの流れ

(1) 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日の10日前までに電話かメールにて予約してください。
- ・ 宣誓日時の調整、必要書類の確認を行います。

< 予約連絡先 > 市民生活部市民協働課 男女参画・協働推進係

■ 電 話：0193-68-9080

受付時間 9時～17時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

■ メール：sekatsu@city.miyako.iwate.jp

(2) 必要書類の事前提出

- ・ 宣誓日の10日前までに必要書類を下記担当まで郵送又はご持参ください。
(必要書類は4ページをご覧ください)

< 提出先 > 〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市市民生活部市民協働課 男女参画・協働推進係 あて

※ 市では、宣誓日までにいただいた書類の不備がないか、要件が満たされているか、添付書類に不足はないか、確認をします。

(3) 宣誓日

- ・ 予約した日時に必ずお二人そろってお越しください。
- ・ 本人確認書類による本人確認をします。
- ・ パートナースhip・ファミリーシップ宣誓書に署名をしていただきます。

(4) パートナースhip・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付

【双方又は一方が宮古市在住の場合】

- ・ 宣誓書類を確認後、「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。
(通称を併記することができます。この場合、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。)

【双方が市外在住（転入予定）の場合】

- ・ 「転入予定受付票」を交付します。
 - 宮古市に転入後、「転入完了申出書」を提出してください。
 - 「宣誓書受領証」及び「宣誓書受領証カード」を交付します。
(通称を併記することができます。この場合、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。)

4 届出に必要なもの

○ パートナースhip・ファミリーシッp宣誓に必要な書類等は以下のとおりです。

【事前提出時】

必要な書類等	備 考	チェック
宣誓届	・(様式第1号)	☐
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・3か月以内に発行されたもの ※ 本籍、個人番号の記載は不要です。 ※ 同一世帯の場合は1通で構いません。 当制度では住所要件を定めていることから、確認のためご提出をお願いしています。	☐
転入予定であることがわかる書類 ■ 双方が市外在住者の場合	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 後日、転入後に住民票の写しをご提出いただきます。	☐
戸籍一部事項証明書 (本籍地の市区町村で取得できます)	・3か月以内に発行されたもの ※ ファミリーシッpの宣誓を希望する場合は、対象となるお子さん・親ごさんを含め申請し、交付を受けてください。 ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文	☐
同意書 ■ ファミリーシッpも併せて宣誓する方のみ	・(様式第2号) ファミリーシッpの対象としたいお子さん・親ごさんから、自署による同意書をいただってください。 ※ 病気、障害等により自署が困難な場合は、代筆でも構いません。 また、15歳未満の子については同意書は不要です。 ※ 制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いします。 ☐ ファミリーシッpに氏名を記載されている方が、受領証等から氏名の削除を希望する場合には、ご本人の申し出により、削除することができます。 (15歳未満のお子さんについては、満15歳に達した時点で申し出することが可能です)	☐
通称名が確認できるもの ■ 通称名を使用する方のみ	・日常的に通称名を使用していることが分かるものを2点以上ご提示ください。 〈例〉 学生証、勤務先が発行した身分証明書、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等	☐

【宣誓日(予約のうえ来庁する日)】

必要な書類等	備 考	チェック
宣誓書	・(様式第3号) ※ 市で用意します。	☒
本人確認書類(原本)	・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書 〈例〉 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ※ 上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険の被保険者証などを2点以上 (いずれも有効期限内のものに限る)	☐

○ 双方とも市外在住の場合、転入後に提出が必要な書類等は以下のとおりです。

必要な書類等	備 考	チェック
転入完了申出書	・(様式第7号)	☐
転入後の住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	※ 提出期限は転入した日から14日以内	☐
転入予定受付票	・宣誓日に交付したものです。 ※ 転入予定受付票と引き換えに、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証及び受領証カードをお渡します。	☐
本人確認書類(原本)	上記参照	☐

5 交付書類

○ 宣誓書に署名後、以下の書類を交付します。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第4号】

(A4 サイズ：1 枚)

(表)

様式第4号 (第6条関係)

第 号

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏 名 氏 名

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日： 年 月 日

家族の氏名

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

宮古市長 印

(裏)

(裏 面)

この受領証の提示を受けられた方へ

宮古市は、婚姻制度を利用することができないことにより、様々な悩みや生きづらさを抱えている方々の思いに寄り添い、パートナーとしての関係が尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取組として、宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し、支え合うと誓った宣誓書を、宮古市が受領したことを証するものです。

掲示を受けられた方は、本制度の趣旨に十分にご理解をくださいますようお願いいたします。

- プライバシーの保護について
本制度利用者のプライバシーの保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。
- パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人による関係をいいます。
- ファミリーシップとは
パートナーシップの関係にあるお二人と、その子や親（養親子を含む）を含んだ関係をいいます。

通称名を使用している場合

表面の氏名に通称名を使用している場合、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあては、
旅券又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

宣誓者 通称名（表面掲載の氏名）	宣誓者 通称名（表面掲載の氏名）
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第5号】

(サイズ53.98mm×85.60mm：宣誓者それぞれに1枚)

(表)

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要
綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したこ
とを証します。

本人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日

宮古市長

(裏)

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）

本人 パートナー

家族の氏名（続柄）

この受領証カードの提示を受けられた方へ

この受領証は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において
協力し、支え合うことを宣誓されたことを宮古市として証するもので
す。掲示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいます
ようお願いいたします。

なお、利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮くださ
いますようお願いいたします。

6 その他の手続き

●再交付手続き

宣誓書受領証、受領証カードをなくしたり、汚してしまった場合には、再交付の申請をすることができます。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

再交付事由	様式	備考
紛失	・再交付申請書 (様式第8号)	・再交付後に紛失した受領証等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	※ 申請者の本人確認書類を添付してください(P4参照)。	・再交付を受ける受領証又は受領証カードを添付してください。

新しい受領証等は窓口交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡のうえ、本人確認書類を持参してください。(お一人での手続きも可能です。)

●記載事項の変更手続き

氏名、住所、連絡先等、宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、届け出ていただく必要があります。郵送又は持参の方法により、必要書類を提出してください。

変更事項	様式	添付書類(当初の宣誓届時の説明参照)	受領証等の添付
住所	・届出事項変更届 (様式第9号) ※ 届出者の本人確認書類を添付してください。	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍一部事項証明書	要
通称名		・通称名を使用していることが確認できる書類	要
お子さん又は親ごさんの新たな加入		・対象者の戸籍一部事項証明書 ・同意書(様式第2号) ※対象者が15歳以上の場合	要
お子さん又は親ごさんのファミリーシップからの削除		—	要
お子さん又は親ごさん本人の申し出によるファミリーシップからの削除	・申出書 (様式第10号)	※ 申出者の本人確認書類を添付してください。	要

変更後の事項が記載された受領証等は、窓口交付又は届け出てある住所へ郵送いたします。郵送の場合は送料をご負担いただきます。また、窓口での交付の場合は、事前に連絡のうえ、本人確認書類を持参してください。(お一人での手続きも可能です。)

● 返還手続き

以下の事由に該当する場合は、返還届が必要です。**必要書類を担当窓口に持参してください。**

返還事由	様 式	備 考
宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき	・返還届 (様式第11号) ※ 届出者の本人確認書類を添付してください(P4参照)。	・お一人での手続きも可能ですが、その場合、もう一方の方へ届出を受理したことを通知します。
宣誓者の一方が死亡したとき		※ただし、ファミリーシップにお子さん又は親ごさんの氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及びお子さん又は親ごさんが希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。(その場合は、様式第9号「届出事項変更届」を提出してください。)
宣誓者の双方が市外に転出したとき		・転勤、親族の介護などのやむを得ない事情により、一時的に市外に移動される場合を除きます。
宣誓が無効とされたとき		—
その他、市が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき		—

< 注意事項 >

- ・ 事前に連絡の上、本人確認書類（原本）を持参してください。
- ・ 宣誓書受領証と受領証カードを返還いただきますので持参してください。
- ・ 返還された受領証等が必要な方はお申し付けください。無効処理を施した上でお返しします。
- ・ 返還され、無効となった受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

■ 宣言の無効について

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とします。

- ☐ 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき
 - ☐ 宣誓届等の内容に虚偽があったとき
 - ☐ 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
 - ☐ 双方とも転入予定として宣誓をした後、宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
 - ☐ 受領証等の不正使用（受領証等の複製、改ざん等を含む）や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※ 無効となった場合、受領証、受領証カードを返還してください。

※ 無効とした受領証等の交付番号は、市ホームページ等で公表します。

7 Q & A

Q1 パートナーシップ制度と婚姻制度の違いはなんですか。

A 婚姻は法律に基づく行為で、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ制度は、市の要綱に基づいて実施するため法的な効力はなく、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 対象は同性パートナーだけですか。

A 要件を満たしていれば、同性カップルに限らず、事実婚、トランスジェンダーの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q3 届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか。

A 戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q4 宣誓書受領証、受領証カードは公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。宣誓書受領証及び受領証カードはお2人がパートナー関係であることや、お子さん、親ごさんと家族関係にあることを市に対して宣誓したことを受け、市が宣誓書を受領した事実を証明するものとして交付するものです。

また、受領証等には顔写真や住所の記載はありません。

Q5 受領証・受領証カードに有効期限はありますか。

A 有効期限はありません。

Q6 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

A 宣誓を受ける際には、戸籍など独身であることを証明する書類の提出と、必ずご本人にお越しいただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の悪用等や要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓書受領証等の返却を求めるほか、無効となった受領証等の交付番号を市公式ホームページ等で公開します。

Q7 宣誓することによるメリットはなんですか。

A これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がることや、市からの受領証交付により安心感がうまれること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お子さんや親ごさんとの関係性を説明しやすくなることなどが挙げられます。

Q8 どんなサービスが受けられますか。

A サービス等については、家族として利用できるものが広がるよう、見直しながら実施し、変更等については市公式ホームページなどで情報提供してまいります。

今後も様々なサービスが広がるよう、民間事業者や市民の皆様に対して市から協力を呼び掛けてまいります。

Q9 子や親も対象とするのはなぜですか。

A 婚姻制度を利用できないパートナー同士が、その関係を対外的に説明することが難しいことに起因する困難は、お互いのお子さんや親ごさんにも及ぶものと考えられます。
例として、一方の親ごさんが病気になった場合の介護や病院の諸手続き、お子さんの保育園送迎や通院介助等の手続きをパートナーが行うことが想定されます。そのような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう希望に応じ、お子さん・親ごさんについても受領証等に家族であることの宣誓をした証として氏名を記載できるようにしたものです。

Q10 外国籍の方も利用できますか。

A 外国籍の方も利用できます。提出書類として、戸籍の全部事項証明書の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書など（6ヶ月以内に発行されたもの）、独身であることを証明できる書類とその日本語訳が必要となります。
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q11 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

Q12 パートナーと養子縁組をしても宣誓できますか。

A お2人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓が可能です。

Q13 パートナーシップは同居していないと制度を利用できませんか。

A 少なくともどちらか一方が市内に在住、又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q14 宮古市に住んでいなくても宣誓をすることはできますか。

A 少なくともどちらか一方が市内に在住、又は転入予定であれば、宣誓することができます。

Q15 ファミリーシップの要件は何ですか。

A 対象となる方は、宣誓者のお子さん又は親ごさんで、住所や生計同一を問いません。
15歳以上の方については、本人の自署による同意書が必要です。ご家族で十分に話し合ったうえで宣誓してください。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人の申し出により、宣誓書受領証等から削除することが可能です。
詳しくは担当課へご相談ください。

Q16 パートナーシップ・ファミリーシップを解消する場合どうすればいいですか。

A 宣誓書受領証返還届をご提出いただき、受領証と受領証カードを返還いただけます。

Q17 宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。

A 文字を書くことが困難等の場合、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q18 通称名を使用することはできますか。

A 性別違和等のやむを得ない理由があるときは、通称名を使用することができます。この場合、交付する宣誓書受領書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q19 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

A お二人とも市外に引っ越すときは、返還届を提出するとともに、受領証および受領証カードを返却してください。ただし、転勤や親族の介護その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

Q20 転出先で受領証を引き続き使用することができますか。

- A この制度は自治体ごとに定めたものですので、転出先で引き続き使用することはできません。転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は改めての手続きが必要です。
- 自治体間での連携などについては、今後の検討課題であり、変更される可能性もあります。詳しくは、転出の際にご相談ください。

Q21 他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか。

- A 原則として代理の宣誓はできません。宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
- なお、宣誓書への署名が困難な場合は、宣誓者双方の立会いのもと、代理人による署名を行うことが可能です。

Q22 郵送での手続きはできますか。

- A 事前の書類提出におきましては、窓口にご持参いただくか、郵送にて提出可能です。ただし、宣誓日には宣誓されるお二人でお越しいただき、宣誓書に署名していただきます。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。

Q23 ファミリーシップの対象になる子どもや親も、手続きに連れていく必要がありますか。

- A ご同行いただくことについて、ファミリーシップ宣誓の条件には含めておりません。しかし、15歳以上の方がいる場合は、自署による同意書が必要となります。
- ご家族でよくご相談ください。

Q24 宣誓に費用はかかりますか。

- A 宣誓書受領証や受領証カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓にあたって必要となる書類（住民票の写しや戸籍一部事項証明書など）の交付手数料は自己負担となります。

Q25 プライバシーは守られますか。

- A プライバシーに配慮したスペースは用意しておりますが、個室を希望される場合は予約時にその旨をお伝えください。また、提出された書類や記載内容等の大切な個人情報は厳しく管理します。

Q26 土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか？

- A 原則、宣誓は午前9時から午後5時までの間で受け付けております（土・日・祝日・年末年始を除く）。ただし、特段のご事情により、上記日時での宣誓が難しい場合は、ご相談ください。

Q27 事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。

- A 利用する皆様のプライバシーへの配慮と日程の確保、本制度に規定する要件について虚偽の申請を防ぎ十分な確認を行うため、一定の日数を必要とします。

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック
(第2版)

令和7年4月発行

宮古市市民生活部市民協働課 男女参画・協働推進係

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

TEL : 0193-68-9080

E-mail : sekatsu@city.miyako.iwate.jp

市HP : <http://www.city.miyako.iwate.jp/index.html>